

JCBセントラルリーグオフィシャルカード会員特約

第1条 (名称) 本カードは、セントラル野球連盟加盟球団（以下「球団」という。）と株式会社ジェシービー（以下「JCB」という。）が提携して発行するものでJCBセントラルリーグオフィシャルカード（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 (会員) 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、球団およびJCBが認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBが本カードを貸与します。

第3条 (年会費) 会員は、JCBに対してJCBが通知または公表する年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとし、

第4条 (提供サービスと利用) 1.球団（本条においては球団が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、球団が書面その他の方法により通知または公表します。 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が本特約またはサービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または球団あるいはJCBが会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。 3.球団が必要と認めた場合には、球団がサービスおよびその内容を変更することがあります。 4.会員は、球団が提供するサービスを受ける場合、球団所定の方法により利用するものとし、

第5条 (個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除) 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、球団が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。（1）球団のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第6条において会員が届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容（第7条において共有する情報）（2）宣伝物の送付等、球団の営業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、球団は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとし、（中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとし、）（3）球団の業務を第三者に委託する場合は、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 2.会員等は、球団に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口に連絡するものとし、）万登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、球団はすみやかに訂正または削除に応じるものとし、

第6条 (届け出事項の共有) 会員が、球団またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、球団またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について球団およびJCBの間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとし、

第7条 (利用内容の共有) 会員は、球団が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、JCBと球団において共有することにあらかじめ同意するものとし、

第8条 (会員資格の喪失) 会員が球団会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとし、

<ご相談窓口>

各球団に対する個人情報の開示、訂正、削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

株式会社読売巨人軍

〒100-8151 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル26階

https://fan.giants.jp/mypage/customer_remarks/new

株式会社ヤクルト球団

〒107-0061 東京都港区北青山2-12-28 青山ビル 03-3405-8960

株式会社横浜DeNAベイスターズ

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル7F 045-681-0811

株式会社中日ドラゴンズ

〒461-0047 愛知県名古屋市中区大幸南1-1-51 0570-017-319

株式会社阪神タイガース

〒663-8152 兵庫県西宮市甲子園町2番33号 0798-46-1515

株式会社広島東洋カープ

〒732-8501 広島県広島市南区南蟹屋2-3-1 082-554-1000

(TK064000・20210401)